

意見交換会実施結果報告書

番号	25-06
案件名	中野区の受動喫煙防止対策に関する意見交換会

1 意見交換会の実施状況（自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの）

(1) 実施概要

合計実施回数	3回
合計参加人数	10人

No.	日時	会場	参加人数	区側出席者（職名）
1	10月30日（木） 19時～20時30分	鷺宮区民活動センター	1人	保健企画課長
2	11月2日（日） 10時～11時30分	中野区役所	3人	環境課長
3	11月7日（金） 19時～20時30分	南中野区民活動センター	6人	公園課長

●配付書類

- ・中野区の受動喫煙防止対策に関する意見交換会資料

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答

合計意見数	19件
-------	-----

※合計意見数には、電子メール等により寄せられた個別意見及び団体等の意見を含む。

意見・質疑の概要等は別紙2-1「(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方」のとおり。

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由

No.	変更した箇所	変更の理由
	なし	

2 その他の参加の手続き実施状況（個別意見の提出、団体等との意見交換等）

あり

(1) 個別意見の提出

種 別	意見数
窓口	0 件
電子メール	0 件
電子申請(Logo フォーム)	1 2 件
ファクス	0 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	1 2 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

No.	団 体 名	実施方法	意見提出締切日
1	中野区医師会	電子メール	11月13日（木）
2	中野区歯科医師会	電子メール	11月13日（木）
3	中野区薬剤師会	電子メール	11月13日（木）
4	新東京たばこ商業協同組合中野支部	電子メール	11月13日（木）

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

個別意見及び団体等の意見については、別紙に含む

(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
① 目的		
1	受動喫煙の被害を防止するのと同様に喫煙者の権利も守っていく必要がある。	喫煙者と非喫煙者が快適に暮らせる環境の整備を行っていくことが重要であると認識している。
② 定義		
2	公共の場所の定義に「道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいう。」とあるが、道路の具体的な定義はどうなっているのか。	区道、都道、その他区が条例で定める通路等を指し、私道は含まないが、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないものとしている。
3	公共の場所の定義に“道路上での車内”は含まれるか。公共の場所にいる歩行者に受動喫煙が生じる可能性がある。	運転中などの道路上の車内については公共の場所には含まれないが、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないものとしている。
③ 区の責務		
4	喫煙環境を整備することを区の責務に記載する必要があるのではないか。具体的な設置件数やエリア等を含めて記載する必要がある。	区が設置する公衆喫煙所の具体的な設置件数や場所については、近隣住民の方からの意見や人流、周囲の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に効果的な配置となるよう隨時公衆喫煙所整備のあり方を検討していく。
④ 区民の責務		
－	意見なし	－
⑤ 事業者の責務		
－	意見なし	－
⑥ 公共の場所における喫煙の禁止等		
5	公衆喫煙所が少ないなかで、屋外の公共の場所における喫煙を禁止にするべきではない。区が喫煙所を設置し喫煙場所	公共の場所における喫煙の制限は、区民の健康を守るために喫煙の課題であり、特に子どもや妊婦をはじめとする

	を確保した上で規制をかけるべきではないか。	受動喫煙の影響を受けやすい方々への配慮が求められている。ただし、喫煙者の方々の行動を一方的に制限するのではなく、民間が設置する公衆喫煙所の設置費等助成制度により、適切な喫煙場所の整備を並行して進めると認識している。
6	受動喫煙が健康にあたえる影響は、屋内におけるエビデンスのみであり、屋外での喫煙を制限する根拠に乏しいのではないか。	厚生労働省では、「健康増進法は屋外について、禁煙等の措置は講じていないところであるが、分煙施設を設置するなど受動喫煙対策を講じる必要がある」との見解を示している。 また、WHO が示しているガイドラインにおいても、必要に応じて屋外の公共の場所においても効果的な対策を講じることを義務付けている。 受動喫煙は、他人のたばこの煙を吸い込むことで生じることから、屋外においてもその対策は必要であると考えている。
7	現在路上喫煙禁止となっている中野駅周辺すでに喫煙所が足りていないと感じる。中野駅周辺をモデルとし必要な喫煙所数を把握した上で規制をかけるべきではないか。	中野駅周辺については、引き続き区が設置する公衆喫煙所の整備が必要と考えており、区民意見等を鑑みながら公衆喫煙所の設置等を検討していく。
8	禁煙場所の定義はどのようになるか。	健康増進法、東京都受動喫煙防止条例及び本条例の規定により喫煙をしてはならない場所を禁煙場所としている。
9	私有地で喫煙をし、公道や私有地外の人へ受動喫煙させるようなケースの場合どうなるか。また私有地に行政が介入することになるのか。	私有地については、喫煙行為自体に制限をかけていないが、私有地外の公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないものとしている。
10	私有地での配慮義務に対応するために公衆喫煙所設置費等助成制度を活用することはできるか。	助成要件については検討中だが対象となる場合もあると考える。

11	「子どもの身体等」という表現には、大人の身体や持ち物も含まれるか。	特に子どもの身体の安全を守る必要があるという観点から「子どもの身体等」という表記にしているが、「等」には、子ども以外の身体や財産も含まれる。
----	-----------------------------------	--

⑦ 喫煙場所に講すべき措置等

12	区が作る喫煙所は原則閉鎖型としているが、場所や条件によっては、パートーション型等の開放型を認めてよいのではないか。	区が設置する公衆喫煙所は、受動喫煙防止に効果が高い閉鎖型が望ましいと考えるが、公衆喫煙所の整備状況に応じて検討を進めていく。
13	公衆喫煙所整備の設置目標はあるか。	令和11年度までに区内各駅13か所にそれぞれ公衆喫煙所を確保することを目標としている。
14	屋外の喫煙場所のみならず、屋内の喫煙場所でも、排気が受動喫煙をもたらさないようにする等、周囲の区民への配慮が必要と考える。	区が指定する喫煙所は、区設置・民間設置のいずれも屋内、屋外を問わず、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていると認める場所に限る。

⑧ 指導

－	意見なし	－
---	------	---

⑨ 委任

－	意見なし	－
---	------	---

その他

15	「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」における路上喫煙禁止地区の成果はどのようにとらえているか。	区が実施した現地調査の結果、禁止地区に指定した当時と比べて路上喫煙率が低下していることから一定の効果があると考えている。
16	「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を改正するのではなく、受動喫煙防止対策条例として新たな条例を作る意味はあるのか。	新たに受動喫煙防止に向けた条例を制定することにより、受動喫煙の防止に向けた取組を総合的かつ効果的に推進していくことができるものと考える。
17	巡回指導だけで路上喫煙がなくなることは難しい。条例を作るだけでなく、十分な事前周知や啓発を行う必要がある。	区報や区ホームページ等による周知だけでなく、街頭キャンペーン等を実施し、広く区民の方に知っていただくとともに、区の受動喫煙防止対策について理解が得られるよう努める。
18	ホームページだけでなく広く意見を集めてほしい。	FAXや郵送等広く活用することに加え中野駅周辺の喫煙所に二次元コードを

		設置し喫煙者の意見を積極的に募っている。
19	巡回指導は平日日中だけでなく、喫煙率の高いと思われる土日夜間についても希望する。	巡回指導については、受動喫煙防止に効果的な実施方法を検討していく。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。